

# 教育委員会会議録

令和元年11月5日(火) 午後1時30分 開会

午後2時15分 閉会

## 1 議事日程

別紙のとおり

## 2 出席した委員等

長谷川洋教育長、広沢憲治委員、大須賀憲太委員、佐々憲一委員

## 3 説明のため出席した職員

新村和昭事務局長、横井英行次長兼管理部長、小林整次学習教育部長  
川村雄司生涯学習監、山田知子総合教育センター所長、稲垣直樹総務課長  
稲垣宏恭教育企画課長、宮川俊行財務施設課長、中田勝徳教職員課長  
稲葉均福利課長、大道伊津栄生涯学習課長、小島寿文高等学校教育課長  
伊藤克仁義務教育課長、鈴木能成特別支援教育課長、木村誠保健体育課長  
高橋亮太文化財保護室長、伊藤尚巳総務課主幹、坂川智総務課主幹  
長坂昌彦財務施設課主幹、寺西孝生高等学校教育課主幹  
加納澄江高等学校教育課主幹、畑中丈彦特別支援教育課主幹  
太田佳永子総務課課長補佐

## 4 議席の指定

愛知県教育委員会会議規則第5条の規定により、長谷川教育長が議席を指定した。

## 5 前回会議録の承認

長谷川教育長が各委員に諮り、前回の会議録は承認された。

## 6 教育長報告

損害賠償請求事件について

中田教職員課長が、損害賠償請求事件について報告。

長谷川教育長が各委員に諮り、報告事項は了承された。

## 7 請願

請願第9号 学校の規則等をみなおしを求める請願

長谷川教育長が各委員に諮り、「賛成者少数」により本請願は不採択とされた。

〔委員の主な意見及び事務局の説明〕

(佐々委員)

校則の位置付けはどのようになっているか。

(小島高等学校教育課長)

生徒指導に関する学校・教職員向けの基本書となる文部科学省が作成した「生徒指導提要」においては、校則について定める法令の規定はないが、校則は、各学校が教育目的を達成するために必要かつ合理的範囲で生徒に対して定めるもので、校則を制定する権限は、学校運営の責任者である校長にあるとされている。

校則の内容については、社会的通念上合理的と認められる範囲内で、各学校は、地域の実態、児童生徒の実情、校風などに応じて学校の特色を生かし、創意工夫ある定め方ができるとされている。

(大須賀委員)

校則について教育委員会は学校に対してどのような運用と指示をしているのか。

(小島高等学校教育課長)

学校が校則に基づいた指導を行う場合は、人権に配慮し、規則を守らせることのみでの指導とならないよう、児童生徒の自覚を促し、校則を主体的に守ろうとする態度を育て、児童生徒の成長を図るような指導を行っている。

校則に違反した場合の指導の基準についても、各学校が定めており、各学校は、校則の内容や必要性、学校の生徒指導の方針や基準等について、年度当初等に児童生徒や保護者に説明し、周知を図っている。

校則の見直しについては、教育委員会が作成した「平成27年度県立学校教員研修の手引き」において特化して取り上げ、学校を取り巻く社会環境や生徒の状況は変化するため、校則の内容は、生徒の実情や保護者の考え方、地域の状況、社会の常識、時代の進展などを踏まえて、絶えず積極的に見直さなければならないこと、さらに、校則の見直しにあたっては、生徒が話し合ったり、PTAにアンケートを実施したりするなど、何らかの形で生徒や保護者が参加することも考えられることを伝えている。

また、校則に関する報道があったことを受け、県立学校については昨年度平成30年5月、県内各地区の県立学校校長会において、時代の変化や社会・保護者の考え方の変化も踏まえながら、校則を守らせる指導が、不適切でないか、行き過ぎたものになってないか確認することを改めて指示した。さらに毎年度、生徒指導主事に対して校則の見直しについての留意点を周知している。

小・中学校及び義務教育学校については、県内の市町村教育委員会の指導主事を通して、各学校において、児童生徒の実態に合わせた校則の運用をするよう働きかけている。

教育委員会としても、校則は各学校が定め、問題点等を明確にしていくべきものであるが、引き続き、学校に対して、各学校の校則や校則を守らせる指導が、生徒一人一人の健全な成長を促し、生徒が将来における自己実現を図っていくための自己指導能力の育成につながるものとなるよう、指導している。

(大須賀委員)

規則を押しつけるのではなく、主体的に守る態度を育てるべきである。経験上法律等に関わるが、法律等には50年、60年前のものが残っていて現状にそぐわないものがある。かなり気を付けて見直しを図っていないと時代に取り残されていくため、積極的に見直しなくてはならない。教育委員会として今後も指導を行っていただきたい。

## 8 議案

第26号議案 令和2年度愛知県立高等学校生徒募集計画について

宮川財務施設課長が、令和2年度愛知県立高等学校生徒募集計画を策定するため請議。

長谷川教育長が各委員に諮り、全員一致により原案どおり可決された。

第27号議案 令和2年度愛知県立高等学校入学者募集について

小島高等学校教育課長が、令和2年度愛知県立高等学校入学者選抜を実施するにあたって、入学者募集要項を定める必要があるため請議。

長谷川教育長が各委員に諮り、全員一致により原案どおり可決された。

第28号議案 令和2年度愛知県立特別支援学校幼稚部及び高等部入学者募集について

鈴木特別支援教育課長が、令和2年度愛知県立特別支援学校幼稚部及び高等部入学者選考を実施するにあたって、入学者募集要項を定める必要があるため請議。

長谷川教育長が各委員に諮り、全員一致により原案どおり可決された。

第29号議案 教育職員免許法並びに教育職員免許法施行法施行細則の一部改正について

中田教職員課長が、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、関係規定を整備する必要があるため、教育職員免許法並びに教育職員免許法施行法施行細則の一部改正について請議。

長谷川教育長が各委員に諮り、全員一致により原案どおり可決された。

## 9 協議題

長谷川教育長が各委員に諮り、協議題(1)損害賠償の額の決定及び和解について、協議題(2)教育委員会が所管する社会教育施設の指定管理者の指定について、協議題(3)訴えの提起について、協議題(4)令和元年度教育委員会所管12月補正予算(案)については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条に基づく事前協議であるため、非公開において審議することとした。

(1) 損害賠償の額の決定及び和解について

非公開において協議されたため、愛知県教育委員会会議規則第14条第3項の規定により、会議録は別途作成。

(2) 教育委員会が所管する社会教育施設の指定管理者の指定について

非公開において協議されたため、愛知県教育委員会会議規則第14条第3項の規定により、会議録は別途作成。

(3) 訴えの提起について

非公開において協議されたため、愛知県教育委員会会議規則第14条第3項の規定により、会議録は別途作成。

(4) 令和元年度教育委員会所管12月補正予算(案)について

非公開において協議されたため、愛知県教育委員会会議規則第14条第3項の規定により、会議録は別途作成。

10 その他

なし

11 特記事項

(1) 長谷川教育長が今回の会議録署名人として広沢委員を指名した。

(2) 宮崎邦彦氏から、学校の規則等をみなおしを求める請願について口頭陳述したい旨の申し出があり、長谷川教育長が、前回会議録の承認後、5分以内限り口頭陳述することを許可した。

(3) 傍聴人 2名